



保険資格確認について

昨年 2025 年 12 月～保険証修了・マイナ保険証本格導入以降、**診療毎日(つまり毎回)、資格確認が必要**と指示が変更なっております。(マイナ保険証・資格確認書などいずれも)。**毎回持参をお願い致します。**(スマホマイナ保険証も対応しております)

また、**顔写真無しの資格確認法の場合、顔写真付き身分証明証を確認させて頂くことが有ります**(免許証・社員証・パスポートなど)宜しくお願い致します。

2025 年 **12 月 2 日(火)～**

原則はマイナ保険証利用 or 資格確認証

(“保険資格のお知らせ”の場合、マイナ保険証実物提示が必要です)

※R8.3 月まで条件付きで緩和措置有り

(オンライン資格確認で“有効” & 顔写真身分証明をお願いする場合があります)

4 月 1 日～緩和措置なし (自費となる)



ITOKC

2026.2.10